

**京都議定書第 12 条に係る方法及び手続に関する提出文書**  
(オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、  
ノールウェー、ロシア、ウクライナ、米国による提出)

本ペーパーは、京都議定書第 12 条に関する方法及び手続について、オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノールウェー、ロシア、ウクライナ及び米国による決定文の草案を示すものである。

本ペーパーは、締約国会議の決定文となることを想定した形をとっており、別添されうる付録を含んだ附属書を伴っている。締約国会議の決定は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/moP) の第 1 回会議において、附属書の方法及び手続を採択することを勧告する。附属書では、方法、手続、方法論及び基準を更に検討する必要がある部分、もしくは異なる選択肢が示された部分を括弧付きの段落で示している。

次期補助機関会合において、他の締約国と、より技術的な性質をもつ課題とともに京都議定書第 12 条に関する方法及び手続について議論することを望むものである。

## 第12条（クリーン開発メカニズム）に関する決定文

締約国会議は

特に、京都議定書第3条及び第12条を想起し、

クリーン開発メカニズムが議定書第12条において定義されていること、及び、議定書第12条第4項に基づき、このメカニズムが、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限と指導に従い、このメカニズムの理事会により監督されることに留意し、

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が、議定書第12条第7項に基づき、第1回会合において、事業活動の独立した検査及び検証を通じて透明性、効率性及び責任を確保することを目的としてクリーン開発メカニズムに関する方法及び手続を定めること、及び、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に勧告を与える過程が決定7/CP.4により確定されたことに留意し、

クリーン開発メカニズムの目的は、附属書Iの締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極の目的に貢献することを支援すること、並びに、附属書Iの締約国が第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成することを支援することであることを留意し、

第12条が、附属書Iの締約国は、第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の履行に資するため、事業活動から生ずる認証された排出の削減量を、この議定書の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って用いることができるとしていることに留意し、

能力の向上が、開発途上国のクリーン開発メカニズムへの参加を支援することを認識し、

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が、添付された附属書の方法及び手続をその第1回会合において採択することを勧告することを決定する。

## 附属書

### クリーン開発メカニズムに関する方法及び手続

#### 定義

1. 「条項」とは、他に指示が無い限り、議定書の条文をいう。
2. 「CERs」とは、パラグラフ 3 4 に記述されている認証排出削減量をいう。
3. 「クリーン開発メカニズム」とは、議定書第 1 2 条で定義されたメカニズムをいう。
4. 「条約」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約をいう。
5. 「COP/moP」とは、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議をいう。
6. 「理事会」とは、パラグラフ 4 1 で特定されている組織をいう。
7. 「運営組織」とは、クリーン開発メカニズムの事業活動を登録し、発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量を認証し、並びにこの附属書において特定されるその他の責任を負うことを理事会によって認可された公的な又は民間の主体をいう。
8. 「参加者」とは、クリーン開発メカニズムの事業活動について契約上の合意に加わった、締約国、締約国に在する民間の又は公的な主体、又は両者をいう。
9. 「締約国」とは議定書の締約国をいう。
10. 「議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書をいう。

#### 参加

11. 締約国、締約国に在する民間の又は公的な主体、若しくは両者はクリーン開発メカニズムの事業活動に参加できる。
12. 締約国は、締約国及び締約国に在する主体のクリーン開発メカニズムの事業活動への参加に関し規則又は指針を作成することができる。
13. 附属書 I の締約国は、第 5 条又は第 7 条の義務を履行していないことが明らかになった場合、クリーン開発メカニズムの事業活動から生ずる CERs を獲得することはできない。
14. [ 第 4 条を実施している締約国が、同一の第 4 条の合意を実施している他の締約国、若しくは、その締約国が所属し、かつそれ自身が議定書の締約国であるところの地域的経済統合機関が、第 5 条又は第 7 条の義務を履行していないことが明らかになった場合に、クリーン開発メカニズムの事業活動から生じる CERs を用いることができるかどうかの問題に対処する必要あり ]
15. 締約国が、 [ 第 8 条の検討の過程により？ ] [ その他により？ ] パラ

グラフ 13、14 及び 16 の要件を満たしているかどうかの問題を提起された場合は、[ 議定書に適用可能な一般的な手続により ] [ 特定の手続により ] 問題が迅速に解決されることとなる。

#### 16. [ 参加のための適格性の基準 ]

##### 事業活動の範囲

17. クリーン開発メカニズムに基づく事業活動は、当該事業活動がない場合に生じるものに対して追加的な、発生源による排出の削減及び/又は吸収源による除去の強化をもたらさなければならない。
18. クリーン開発メカニズムに基づく事業活動は、議定書の附属書 A に掲げるガスの 1 つ以上を対象とする。
19. 1997年12月11日以降に開始された事業活動は、これらの方法と手続きが設定された基準を満たしている場合、クリーン開発メカニズムの事業活動としての検討に値する。事業の登録を行った後、2000年以降に結果として生じた排出源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量は、運営組織による遡及的認証に値する。
20. 共同実施活動 (AIJ) パイロットフェーズにおける事業活動は同様に、これらの方法と手続きにおいて設定された基準を満たしている場合であって、事業に参加している締約国がクリーン開発メカニズムの事業活動として登録する前に、クリーン開発メカニズムとして検討されるべきとの合意に達した場合には、クリーン開発メカニズムの事業活動として検討されるに値する。

##### 事業の登録

21. クリーン開発メカニズムに基づく事業活動として資格を得るためには、事業活動は認可された運営組織により登録されなければならない。事業活動の登録は、当該事業活動に関連するCERsの認証と発行に必要不可欠なものである。
22. クリーン開発メカニズムは事業活動に参加している締約国により承認される。締約国は国内の状況に基づき事業の承認のための国内のメカニズムや基準を作成することができる。これらのメカニズムや基準は公的に入手可能とされるものとする。
23. ホスト国によるクリーン開発メカニズムの事業活動の承認の決定は、その事業が第 12 条 2 に従いホスト国が持続可能な開発を達成するこ

とを支援するものという判定となる。

24. 参加者は、運営組織による事業活動としての登録の前に、パラグラフ 28、30及び37の方法及び手続に従い、事業のベースラインを設定し、事業のモニタリング及び報告のための規定を定める。
25. 運営組織がクリーン開発メカニズムの事業活動の登録の要請を受けた場合、運営組織は以下のことを判定するために要請を検討する。
- (a) 事業活動が第12条5の要件を満たすよう設計されていること。
  - (b) 事業活動の計画が、パラグラフ28、30及び37に基づいた、ベースライン並びに排出源による排出及び/又は吸収源による除去の強化のモニタリング及び報告の規定を含むこと。
  - (c) 事業活動が、当該事業に参加する各々の締約国に承認されていること。及び、
  - (d) 事業活動が、COP/moPにより採択される更なる方法及び手続を満たしていること。
- この検討に必要な情報及びデータは、参加者により運営組織に提供される。
26. 運営組織は、パラグラフ25と27の要件を満たしているクリーン開発メカニズムの事業活動を登録する。
27. [登録の方法及び手続 - 付録Aにおいて規定される、運営組織に対する情報提供、運営組織が所持する情報の保護並びに事業の登録及び認証の料金及び費用に係る運営組織に対する支払のための準備を含む]

### ベースライン

28. [発生源による排出の削減及び/又は吸収源による除去の強化の計算の方法論 - ベースラインの設定を含む<sup>1</sup>]

### 事業のモニタリング

29. 参加者は、事業活動の結果として生じる発生源による排出の削減及び/又は吸収源による除去の強化が監視されること、及びこの監視情報が認証のために関連する運営組織に報告されることを確保する。
30. [モニタリングの方法論]

---

<sup>1</sup> 運営組織によるベースラインの承認/受諾に必要な背景説明文書やデータを含む、運営組織に提出される情報の要件を含まなければならない。

## CERsの認証及び発行

31. 運営組織は、事業活動の参加者の要請に基づき、登録されたクリーン開発メカニズムの事業活動から生じた発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量を認証する。認証は、定期的にかつ CERsの認証の方法及び手続に従い行われる。
32. 運営組織は、事業活動による発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量の認証のために、参加者により収集された監視データを使用する。当該データが不適切であるか又は不十分な場合、運営組織は、事業活動により生じた発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量の認証のために、他の情報源からの追加的なデータを利用する。
33. [ CERsの認証及び発行の方法と手続 ]
34. CERは、決定2/CP.3に定義され、又はその後議定書第5条に従って改正される地球温暖化係数を使って計算される、二酸化炭素相当の1メートルトンの標準化された単位で表記される。各CERは、ホスト国、事業活動、発行年及び認証を行う運営機関についての情報を含むシリアル番号で特定され、パラグラフ38において設立される登録システムを通じて追跡可能となる。
35. 運営組織は、クリーン開発メカニズムの事業活動により生じた発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量の認証に基づきCERsを発行する。
36. クリーン開発メカニズムの事業活動により生じたCERsは、パラグラフ57で特定される収益の一部に関連したCOP/moPの要件を満たした後、当該事業の参加者の合意に従い分配される。

## 報告

37. [ 報告の方法及び手続 ]

## 登録

38. [ 登録システム ]

## 組織の整備

COP/moP

39. クリーン開発メカニズムは、COP/moPの権限及び指導に従う。
40. COP/moPは
- ( a ) クリーン開発メカニズムの運営を管理する方法及び手続を決定する
  - ( b ) 理事会の運営のための追加的な手続を特定する
  - ( c ) 理事会、運営組織及び独立した検査を行う組織の運営の定期的な検討が行われることを確保する
  - ( d ) ベースラインの決定及びモニタリングのための方法論を検討し、承認する
  - ( e ) 検証、認証及び報告の方法並びに手続を検討し、承認する、及び
  - ( f ) 認証された事業活動の収益の一部が、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するとともに運営経費を支弁するために用いられることを確保する。

## 理事会

41. 理事会はクリーン開発メカニズムを監督する。
42. 理事会は、
- ( a ) COP/moPとは別の常設組織として機能し、COP/moPに報告を行う
  - ( b ) COP/moPの権限及び指導に従う
  - ( c ) COP/moPの指導に基づき運営組織を認可する
  - ( d ) 運営組織の検査及び監査を行うとともに、COP/moPにより決定される過程に従い、COP/moPにより決定される方法及び手続を履行しなかった運営組織の認可を取消す。
  - ( e ) 運営組織から提出される報告を検討し、統合レポートをCOP/moPに提供する
  - ( f ) 公的に利用可能な運営組織の一覧を保持する
  - ( g ) 事業の評価に用いられる、標準化されたベースラインを含むベースラインに関する情報が公的に入手可能であることを確保する、並びに
  - ( h ) 必要と思われる場合、技術的助言を専門家に要請する
43. 理事会は、適当な場合、COP/moPの指導に基づき、その活動に必要な運営面の支援の手配を行うことができる。

44. 理事会は、第12条8に従い、運営経費を支弁するため、認証された事業活動からの収益の一部を受領する。
45. 理事会は [ X人 ] <sup>2</sup> のメンバーにより構成され、附属書 I の締約国と非附属書 I の締約国の同数の代表から構成される。附属書 I の締約国と非附属書 I の締約国はそれぞれ理事会の委員となる締約国を選出する。
46. [ 理事会の運営の手続 - 委員の任期、議長及び副議長の交代や委員の指名の規定を含む ]

#### 運営組織

47. 運営組織は、
  - ( a ) パラグラフ 5 1 で特定された選別の基準に基づき、理事会により認可され、及び
  - ( b ) COP/moPの適応可能な決定で特定される方法及び手続に従う。
48. 運営組織の機能は以下のことを含む
  - ( a ) パラグラフ 2 5、2 6 及び 2 7 に従いクリーン開発メカニズムの事業活動の登録
  - ( b ) パラグラフ 3 1、3 2 及び 3 3 に従いクリーン開発メカニズムの事業活動から生じた発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量の認証
  - ( c ) パラグラフ 3 3 及び 3 5 に従いICERsの発行、及び
  - ( d ) 収益の一部を、運営経費を支弁するために [ ... ] に移転し、また気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために [ ... ] に移転する。
49. 運営組織は、報告の方法及び手続きに従い、理事会に対して毎年の活動報告を提出する。
50. 利害の対立を避けるために、事業を登録し又は発生源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量を認証する運営組織は、事業の開発、促進、資金調達又は実施に関与しない。

---

<sup>2</sup> クリーン開発メカニズムの理事会の考えられるモデルとして、モントリオール議定書の実施のための多国間基金の事務局の理事会が考えられる。この場合、理事会は、附属書 I 及び非附属書 I の締約国からそれぞれ 7 人ずつの、任期が 2 年で、連続した期間の就任が可能な委員から構成されることとなる。理事会の議長及び副議長は毎年 2 つのグループ間で交代することとなる。

51. [ 運営組織のための方法、手続及び指針 - 運営組織の認可の基準を含む ]

### 事務局

52. 気候変動に関する国際連合枠組条約事務局は、理事会の要請に基づき、運営上の及び事務的な支援を理事会に提供する。この支援は、第12条6に関するものを含め、クリーン開発メカニズムの活動に関連する情報の編集、統合及び配布、並びに理事会により要請される他の事務局機能を含む。

### 独立した検査と検証

53. [ 事業活動及び運営組織の独立した検査及び検証 ]

### 遵守

54. [ 遵守関連の課題 ]
55. [ “一部” の決定は行わない ]

### 収益の一部

56. 認証された事業活動からの収益の一部は、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するため及び運営経費を支弁するために用いられる。
57. [ 収益の一部の計算：収益の一部は特定の事業から生じたCERsに基づき計算されるべきである<sup>3</sup> ]
58. 適応費用の支払に割り当てられる収益の一部は、[ ... ] により管理される。
59. 気候変動の悪影響を特に受けやすいと自らをみなし、クリーン開発メカニズムの収益を適応に使う目的で受領することを望む非附属書I締約国は、そのような悪影響及びそれに対する脆弱性について報告する。
60. [ 運営経費及び適応するための費用に割り当てられる収益の一部の分配に関する方法、手続及び基準 ]

---

<sup>3</sup> 収益の一部は限られた量に限定されるべきである。

[ 付録 :

付録 A : 登録の方法及び手続<sup>4</sup>

付録 B : CERsの認証及び発行の方法及び手続

付録 C : 報告の方法と手続

付録 D : 理事会の運営の手続

付録 E : 運営組織のための方法、手続及び指針 - 運営組織の認可の基準を含む

付録 F : 事業活動及び運営組織の独立した検査及び検証の方法及び手続

付録 G : 収益の一部の分配の方法、手続及び基準 : 運営経費と適応するための費用に当てられる ]

---

<sup>4</sup> 排出源による排出の削減量及び/又は吸収源による除去の強化量の計算の方法論並びにベースラインの設定及びモニタリングの方法論を含むであろう。